

伊勢市特定居住支援法人募集要項

令和8年3月23日

伊勢市において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域住民と共に地域資源の活用や、地域コミュニティ内の活動に参加する関係人口の増加を図り、地方創生を成し遂げるため、本市が実施する二地域居住関連施策の一助を担う民間法人として、指定を受ける「特定居住支援法人」を募集します。

1. 業務概要

伊勢市職員、市民、関係団体等と連携しながら、次に掲げる活動を行う。

- (1) 二地域居住希望者等への情報提供、相談、その他の二地域居住に関し必要な援助。
- (2) 二地域居住拠点施設及び二地域居住者の生活利便性の向上・就業の機会創出に必要な施設の整備に関すること。
- (3) 二地域居住の促進に関する調査研究及び普及啓発。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、二地域居住促進のために市長が特に必要と認めること。

2. 募集条件

下記の条件に該当する法人が対象となります。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人や一般社団法人、もしくは一般財団法人や特定居住の促進を図る活動を行う目的を有する法人。
- (2) 特定居住支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者（支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - エ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - カ 暴力団員等
- (5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 支援法人として業務を行うにあたり、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 支援法人として、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 支援業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3. 申請書類

- (1) 伊勢市特定居住支援法人指定申請書（別紙様式）
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対象表
- (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) これまでの特定居住の推進に関する活動実績を記載した書面
- (9) 広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第29条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関して参考となる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

4. 申請方法

(1) 申請期間

令和8年3月23日から随時受付します。

(2) 申請先

上記の申請書類を商工労政課窓口へ直接持参、またはメール、郵送にてご提出ください。

※審査によって特定居住支援法人として指定することが適当と認められた場合、「特定居住支援法人指定書」によって後日通知します。

5. 申込み・問い合わせ先

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市商工労政課・商工係宛（担当：齊藤）

Tel : 0596-21-5512、Fax : 0596-21-5651、Mail : syoko@city.ise.mie.jp